

労働者派遣法に基づく情報公開(2023年度実績)

株式会社TOHOWORLD

派40-301717

労働者派遣法第23条第5項及び労働者派遣法施行規則第18条の2第1項の規定に基づき、労働者派遣事業について情報を公開いたします。

1. 事業所の状況

事業所名	株式会社TOHOWORLD 茅ヶ崎事業所
所在地	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎三丁目3番5号 東邦チタニウム茅ヶ崎工場構内
報告対象期間	2023年4月1日～2024年3月31日

2. 労働者派遣の実績

派遣労働者数 (2024年6月1日時点)	58 人
派遣先企業数 (報告対象期間)	1 件
①労働者派遣に関する料金の平均額 (1日8時間当たり)	22,696 円
②派遣労働者の賃金の平均額 (1日8時間当たり)	15,728 円
マージン率 (①-②)÷①×100 (※小数点第2位以下は四捨五入)	30.7 %
社会保険料、労働保険料の事業主負担分、福利厚生関係(教育訓練の実費費用、有給休暇〔内訳〕費用、慰労金・退職金積立、寮費等)、定期健康診断、ストレスチェック(一定の基準を満たした方に年1回)、運営経費(採用広告費、事務所維持費、人件費等)、営業利益	

3. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

■訓練内容(キャリアアップに資する教育訓練)

【入職時等基礎的研修】機械等・原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法、安全装置、有害物質抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱方法、作業手順及び作業開始時の点検、疾病の原因及び予防、事故時等における応急措置及び対比方法、5S【職能別訓練】職場懇談会(改善活動・品質管理等)、製造業務研修、品質管理教育、資格取得講習

■キャリアコンサルティング相談窓口の連絡先(相談時間は、 9:00 ～ 17:00 となります)

事業部	連絡先	備考
総合事業統括本部	(0467)84-5201	

4. その他労働者派遣事業に関して参考となる事項

福利厚生等	各種保険完備(厚生年金保険、健康保険、介護保険、雇用保険、労災保険)、年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度、特別休暇、定期健康診断、ストレスチェック
雇用安定措置の実績	—

5. 労働者派遣法第30条の4第1項の協定に関する事項

協定締結の状況	締結している
協定対象派遣労働者範囲	05研究者、07開発技術者、08製造技術者、10情報処理・通信技術者、25一般事務員、27生産関連事務員、28営業・販売関連事務員、49生産設備(金属)、50生産設備(金属除く)、51生産設備(機械)、52金属材料製造等、54製品製造・加工処理、57機械組立の職業、60機械整備・修理の職業、61製品検査(金属)、62製品検査(金属除く)、63機械検査の職業、64生産関連・生産類似、69定置・建設機械運転、76清掃の職業
当該協定有効期限の終期	2025年3月31日